

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和27年岩手県規則第37号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。